

告示第 2 0 9 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定により、令和 9 年度及び令和 1 0 年度において、廿日市市が発注する建設工事（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 入札参加資格

別表第 1 左欄に掲げる入札参加資格の区分ごとに、平成 2 0 年国土交通省告示第 8 5 号（法第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件）に規定する項目を総合的に審査する。

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

イ 別表第 1 左欄に掲げる建設工事の種類について法第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者

ウ 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査（前記 1 で規定するものをいう。

以下同じ。）を受けていない者

エ 前号の経営事項審査を受けている者で、工事種類別年間平均完

成工事高がない者

オ 廿日市市契約規則（昭和 6 3 年規則第 1 5 号）第 2 条の各号に該当する者

カ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、廿日市市に納付すべき市税の滞納がある者

キ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに、消費税及び地方消費税の滞納がある者

ク 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実について申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は廿日市市の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該処分等の日から 2 4 か月を経過している者を除く。

ケ プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っていない者

コ 次の(ア)から(ウ)までに掲げる届出の義務を履行していない者

(ア) 雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）第 7 条の規定による届出の義務

(イ) 健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 4 8 条の規定による届出の義務

(ウ) 厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 2 7 条の規定による届出の義務

サ 追加申請期間にあつては、申請しようとする業種について、令和 9 年度及び令和 1 0 年度において入札参加資格の取消しを受けた者又は取下げを行った者

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、原則、電子申請（廿

日市市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、やむを得ない場合においては、廿日市市総務部契約課（広島県廿日市市下平良一丁目１１番１号。以下「契約課」という。）の承諾を得た上で、書面による申請もできるものとする。

ア 電子申請

(ア) 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を廿日市市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第２各項の添付書類は、広島県へ提出するものは広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町１０番５２号。以下「県建設産業課」という。）に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとし、廿日市市へ提出するものは、入札参加資格審査申請システムにより契約課に提出するものとする。

(イ) 申請期間

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月２０日（金）までに電磁的記録を廿日市市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、令和８年１１月２７日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵便、信書便又は入札参加資格審査申請システムにより県建設産業課及び契約課に到達させなければならない。

なお、期限までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効

とする。

(ウ) 追加申請期間及び追加受付時間

別に告示する。

イ 書面による申請

(ア) 申請方法

別表 2 に掲げる書類等を契約課に郵送又は持参して申請を行うものとする。

(イ) 申請期間及び受付時間

申請期間は、令和 8 年 1 1 月 6 日（金）から令和 8 年 1 1 月 30 日（月）まで（廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第 2 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）とする。

持参による提出の受付時間は、午前 9 時から午前 1 1 時及び午後 1 時から午後 3 時までとする。

なお、提出すべき書類が期限までに契約課へ到達しない場合は、申請全体を無効とする。

(ウ) 追加申請期間及び追加受付時間

別に告示する。ただし、一般競争入札等に係る追加の入札参加資格の申請については、市長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、令和 9 年 4 月 1 日に市ホームページ及び契約課窓口において公表する。ただし、通知を希望する者で、通知書送付用の封筒を契約課へ提出した者に限り、書面により通知する。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、令和 9 年度及び令和 1 0 年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、令和 1 1 年度以降についても、その取消しの日から 2 4 か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで有効とする。ただし、令和 1 1 年 4 月 1 日以降においても令和 1 1 年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、廿日市市建設工事競争入札取扱要綱（平成 2 0 年告示第 6 7 号）第 5 条第 1 項の規定により受付を行う令和 1 1 年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めのない事項については、必要に応じて市長が定める。

別表第 1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが 必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事

造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第 2

項	提出書類	様式 番号	書 面 に よ る 申 請	電 子 申 請		備 考
				廿 日 市 市 に 提 出 す る も の	広 島 県 に 提 出 す る も の	
1	競争入札参加資格審査申請提出書類一覧（受付票）	様式 第 1 号	○			・ 商号又は名称を記入し、事前に提出書類を確認し、太枠内に○印を記入すること。
2	送信完了兼受付票			○	○	
3	必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し		○	○	△	・ 国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「建設業法施行規則」という。）第 21 条の 4 の総合評定値通知書の写し。ただし、令和 7 年 4 月 1 日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。

						・審査基準日とは、経営事項審査を申請する日の直前の事業年度終了の日をいう。ただし、それ以後に合併、事業譲渡又は会社分割等を行い、合併時、譲渡時又は分割時等（以下「合併時等」という。）に経営事項審査を受けた場合には、合併時等の日をいう。 ・総合評定値の記載のあるもの ・総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類を提出すること。ただし、審査基準日が令和８年７月１日以降のものについてはこの限りではない。
4	一般競争 （指名競争）入札参加資格審査	様式 第２号 （１	○			

	申請書（建設工事）	枚目・2枚目）				
5	営業所一覧表	様式第3号	△			・ 廿日市市を管轄する営業所等について記入すること。 ・ 第7項の委任状の提出がない場合は提出を要しない。
6	誓約書	様式第4号の1	○			・ 原本提出。写し不可。 ・ 実印を押印すること。
7	委任状	様式第4号の2	△	△		・ 原本提出。写し不可。 ・ 本店の代表者から、廿日市市を管轄する営業所等の長に入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合に提出すること。 ・ 委任先は1か所とする。 ・ 委任状に記載された委任事項の一部のみを選択して委任することはできない。
8	専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し		△	△		・ 建設業許可を有し、第7項の委任状を提出する場合のみ、受任者の資格確認のため、受任者の所属する営業所等について、建設業許可申請書又は変更届出書に添

						付した、専任技術者証明書 (建設業法施行規則様式第 8号)の写し(受任者の所属 する営業所等の専任技術者 が記載されたもの)を提出す ること。
9	技術職員名 簿	様式 第6 号	○	○		・様式第6号によらず、直近 に受審した経営事項審査に 係る、建設業法施行規則様 式第25号の11別紙2の 技術職員名簿の写しに、朱 書で加除訂正を行って資格 審査申請書を提出する日現 在の状況を示すようにした ものでも可とする。
10	登記事項証 明書(法 人)又は身 分証明書 (個人)		○	○		・資格審査申請書を提出する 日から3か月前までの日以 降に発行されたもの。写し でも可とする。 ・法人…本店所在地の法務局 が発行した登記事項証明書 (全部事項証明書の「履歴 事項証明書」) ・個人…本籍地のある市区町 村役場が発行した身分証明 書
11	使用印鑑届	様式 第5	△	△		・原本提出。写し不可。 ・第7項の委任状の提出があ

		号				る場合は必ず提出すること。 ・実印と使用印を押印し、入札、見積り、契約締結、代金請求等に際し使用する旨を記載したもの。なお、これらの場合に実印を使用する者は提出を要しない。 ・使用印鑑は、代表者（支店、営業所等の長に権限を委任する場合は、支店、営業所等の長）の印とすること。
1 2	印鑑証明書		○	○		・資格審査申請書を提出する日から3か月前までの日以降に発行されたもの。原本提出。写し不可。 ・法人…本店所在地の管轄法務局で発行された代表者（申請者）の印鑑証明書 ・個人…本人住所地の市区町村で発行された申請者本人の印鑑証明書
1 3	建設業許可申請書の写し		△	△	△	・更新手続中の場合のみ提出 ・直近に申請した許可官庁の受付印のある建設業法施行規則別記様式第一号の建設業許可申請書（別紙一及び別

						紙二（２）を含む。）の写し
1 4	廿日市市発行の滞納がない証明書		△		△	・資格審査申請書を提出する日から３か月前までの日以降に発行されたもの。原本提出。写し不可。 ・市税（延滞金を含む。）について、滞納がないことを証明したもの ・廿日市市に納税義務がある場合のみ提出
1 5	消費税及び地方消費税の納税証明書		○		○	・資格審査申請書を提出する日から３か月前までの日以降に発行されたもの。写しでも可とする。 ・未納の税額がないことを証明したもの ・課税されていない場合も提出すること。 ・法人…本店所在地の管轄税務署が発行した国税通則法施行規則（昭和３７年大蔵省令第２８号。以下「国税通則法施行規則」という。）別紙第９号その３、又はその３の３による納税証明書 ・個人…本人所在地の管轄税務署が発行した国税通則法

						施行規則別紙第 9 号その 3、又はその 3 の 2 による 納税証明書
1 6	資格認定通 知用の封筒		△	△		・資格認定通知書の書面送付を希望する者は提出すること。 ・長形 3 号の封筒に切手を貼付し、郵便番号及び送付先を記載して、宛先に「様」又は「御中」を明記したもの
1 7	A 4 サイズ フラットフ ァイル		○			・2 穴とじ、色指定なし ・書類は、第 1 項から第 1 5 項までの該当するものをファイルにつづり、提出すること。 ・背表紙に商号又は名称を記入すること。

備考

- 1 提出書類については、入札参加資格に係る審査を申請する日を基準日として作成すること。
- 2 ○印は提出を必要とするものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。

(別記)

(建設工事)

様式第 1 号

* 受付印

競争入札参加資格審査申請提出書類一覧(受付票)

商号又は名称			
番号	提出書類	提出書類 (○印)	不足書類 ※市使用欄
1	競争入札参加資格審査申請提出書類一覧(受付票)(様式第1号)		
2	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ※総合評定値の記載のあるもの		
3	一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(建設工事)(様式第2号・1枚目) ----- 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(建設工事)(様式第2号・2枚目)		
4	営業所一覧表(様式第3号) ※委任状の提出がない場合は提出不要		
5	誓約書(様式第4号の1) ※写し不可		
6	委任状(様式第4号の2) ※写し不可		
7	専任技術者証明書の写し		
8	技術職員名簿(様式第6号) ※経営事項審査申請に添付したものの写し可		
9	法人:登記事項証明書(履歴事項証明書)(3か月以内に発行されたもの・写し可) 個人:身分証明書(同 上)		
10	使用印鑑届(様式第5号) ※写し不可(委任状の提出がある場合は必ず提出) ※実印と使用印鑑が同じ場合は提出不要		
11	印鑑証明書 ※写し不可(3か月以内に発行されたもの)		
12	建設業許可申請書の写し ※更新手続中の場合のみ提出		
13	廿日市市発行の滞納がない証明書 ※写し不可(3か月以内に発行されたもの) ※廿日市市に納税義務がある場合のみ提出		
14	消費税及び地方消費税の納税証明書(3か月以内に発行されたもの・写し可) ※課税されていない場合も提出		
15	資格認定通知用の封筒(長形3号) (110円切手貼付、郵便番号・宛先を記載して、「様」又は「御中」を明記)		
16	A4サイズフラットファイル(2穴とじ、色指定なし) (背表紙に商号又は名称を明記したものに提出書類(第15項は除く。))をつづる。)		

注1 太枠内のみ記入し、不足書類欄は記入しないでください。

注2 必須書類の不備・不足については、申請期間(追加申請にあっては、それぞれの追加申請期間とする。)の期限から起算して7日を経過した日までに訂正・提出がない場合、当該受付は効力を失うものとします。

その他の書類の不足については、該当がなかったものとして処理します。

一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）

（元号） 年 月 日 申請

廿 日 市 市長 様

所在地（住所）

申請者 商号又は名称

代表者職氏名

実印

※ 受付印

令和9年度及び令和10年度において、廿日市市で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、「地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものではないこと。」及び「この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。」を誓約します。

01 新規・更新の区分 (1. 新規 2. 更新) 02 法人・個人の区分 (1. 法人 2. 個人) 03 法人番号 (半角)

04 商号又は名称（フリガナ） (全角カナ)

05 商号又は名称（漢字等） (全角)

06 代表者役職（漢字等） (全角) 07 代表者氏名（漢字等） (全角)

＜主たる営業所（本店）＞

08 郵便番号 (半角)

09 所在地 (全角)

（ビル名等） (全角)

10 電話番号 (半角) 11 FAX番号 (半角)

12 Eメールアドレス @ (半角) 13 Eメールアドレス区分 (1. 法人用 2. 担当者用)

14 委任関係の有無 (1. あり 2. なし)

15 現在の建設業の許可番号 <大臣・知事コード> <許可番号> <最新の許可年月日> 元号 年 月 日

※年月日は和暦とし、元号を「平成→4、令和→5」で記入してください。

16 経営事項審査申請書記載の許可番号 <大臣・知事コード> <許可番号>

※（注）提出する経営事項審査の総合評価値通知書等に記載の許可番号と現在の許可番号とが異なる場合に記入してください。

17 提出する経営事項審査申請書の審査基準日 元号 年 月 日

※年月日は和暦とし、元号を「平成→4、令和→5」で記入してください。

18 広島県内営業所の有無 (1. あり 2. なし)

19 営業年数 年 20 総職員数 人

21 廿日市市への納税義務の有無 (1. あり 2. なし)

様式第2号・2枚目

2 2 入札参加資格の審査を希望する業種（資格の認定を希望する業種のみ記入すること。）									
建設工事の種類（略号）		希望業種 1. 一般 2. 特定	総合評定値 (P)	年間平均完成工事高 (千円)	技術職員数				
					一級	講習受講	基幹	二級	その他
010	土木一式工事（土）								
011	プレストレストコンクリート（プ）								
020	建築一式工事（建）								
030	大工工事（大）								
040	左官工事（左）								
050	とび・土工・コンクリート工事（と）								
051	法面処理（法）								
060	石工事（石）								
070	屋根工事（屋）								
080	電気工事（電）								
090	管工事（管）								
100	タイル・れんが・ブロック工事（タ）								
110	鋼構造物工事（鋼）								
111	鋼橋上部（橋）								
120	鉄筋工事（筋）								
130	舗装工事（舗）								
140	しゅんせつ工事（し）								
150	板金工事（板）								
160	ガラス工事（ガ）								
170	塗装工事（塗）								
180	防水工事（防）								
190	内装仕上工事（内）								
200	機械器具設置工事（機）								
210	熱絶縁工事（絶）								
220	電気通信工事（通）								
230	造園工事（園）								
240	さく井工事（井）								
250	建具工事（具）								
260	水道施設工事（水）								
270	消防施設工事（消）								
280	清掃施設工事（清）								
290	解体工事（解）								

申請事務担当者 部署名 担当者氏名 電話番号 FAX番号

※本店（主たる営業所）の代表者から、営業所等の長に対し入札、見積り、契約締結等の権限を継続して委任する場合のみ提出（１か所のみ）
※主たる営業所は記入しないでください。

営 業 所 一 覧 表

01 営業所名称（フリガナ）			（全角カナ）
02 営業所名称（漢字等）			（全角）
03 郵便番号			（半角）
04 営業所所在地			（全角）
	（ビル名等）		（全角）
05 受任者役職			（全角）
06 受任者氏名（漢字等）			（全角）
07 電話番号			（半角）
08 F A X 番号			（半角）
09 Eメールアドレス		@	（半角）
10 Eメールアドレス区分		（1. 法人用 2. 担当者用）	
11 営業所が許可を受けている業種	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解		（1. 一般 2. 特定）

※ 資格の認定を希望しない業種については記入しないでください。

※ 業種の略号については、様式第2号2枚目の「22 入札参加資格の審査を希望する業種」を参照してください。

誓 約 書

私は次の事項について誓約します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。また、廿日市市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 社会保険等の加入について

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行します。

- ・上記1に違反した場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。
- ・過失により上記2に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の契約は解除となり、入札参加資格の認定は取り消されます。

（元号） 年 月 日

廿日市市長 様

所在地（住所）

商号又は名称

代表者職氏名

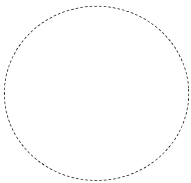
実印

委 任 状

廿日市市長 様

委任者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

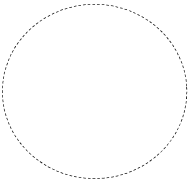
実印



私は、次の者を代理人と定め、入札参加資格の認定の日から令和11年3月31日まで
貴市を相手方とする一切の契約について次の権限を委任します。

受任者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

受任者使用印



(委任事項)

- 1 入札及び見積りの件
- 2 契約の締結の件
- 3 代金の請求及び受領の件
- 4 その他実施に関する一切の件

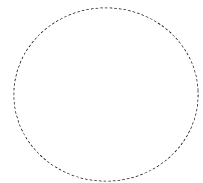
様式第5号

使 用 印 鑑 届

廿 日 市 市 長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

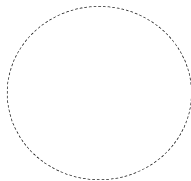
実印



私は、次の事項について使用する印鑑を届け出ます。

記

使用印鑑



- 1 入札及び見積りの件
- 2 契約の締結の件
- 3 代金の請求及び受領の件
- 4 その他実施に関する一切の件

※ 使用印鑑は、委任がある場合、受任者使用印と同じ。

技 術 職 員 名 簿

	氏名	生年月日				有資格区分コード										実務経験者担当 業種コード		資格者証 交付番号
		元号	年	月	日													
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		

※1 「生年月日」欄の「元号」欄には、明治→「1」、大正→「2」、昭和→「3」、平成→「4」を入力してください。

※2 行が足りない場合は、行の挿入等を行ってください。

※3 様式第6号によらず、直近に受審した経営事項審査に係る、建設業法施行規則様式第25号の11別紙2の技術職員名簿の写しに、朱書で加除訂正を行って申請日現在の状況を示したもので代えることができます。

※4 有資格区分コード及び実務経験者担当業種コードは、経営事項審査に係る技術職員名簿に使用する技術職員資格区分コード及び業種コードに準じます。

技術職員資格区分コード表

※「担当業種コード」：「実務経験者担当業種コード」欄に記入が必要なものは「要」

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
001	要	法第7条第2号イ該当（指定学科卒＋実務経験）【大学卒3年、高校卒5年】
002	要	法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）
003	要	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
004	要	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

○「建設業法（技術検定）」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
111		1級建設機械施工技士
11A		1級建設機械施工技士（附則第4条該当）
212		2級建設機械施工技士（第1種～第6種）
21B		2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）
113		1級土木施工管理技士
11C		1級土木施工管理技士（附則第4条該当）
214		2級土木施工管理技士（土木）
21D		2級土木施工管理技士（土木（附則第4条該当））
215		2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
216		2級土木施工管理技士（薬液注入）
21E		2級土木施工管理技士（薬液注入（附則第4条該当））
120		1級建築施工管理技士
12A		1級建築施工管理技士（附則第4条該当）
221		2級建築施工管理技士（建築）
222		2級建築施工管理技士（躯体）
22B		2級建築施工管理技士（躯体（附則第4条該当））
223		2級建築施工管理技士（仕上げ）
127		1級電気工事施工管理技士
228		2級電気工事施工管理技士
129		1級管工事施工管理技士
230		2級管工事施工管理技士
131		1級電気通信工事施工管理技士
232		2級電気通信工事施工管理技士
133		1級造園施工管理技士
234		2級造園施工管理技士

○「建築士法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
137		1級建築士
238		2級建築士
239		木造建築士

○「技術士法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
141		建設・総合技術監理（建設）
14A		建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）
142		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）
14B		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）
143		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
14C		農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）
144		電気電子・総合技術監理（電気電子）
145		機械・総合技術監理（機械）
146		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）
147		上下水道・総合技術監理（上下水道）
148		上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
149		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
14D		水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）
150		森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
151		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
15A		森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）
152		衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
153		衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
154		衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）

○「電気工事士法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
155		第1種電気工事士
256		第2種電気工事士【3年】

○「電気事業法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
258		電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】

○「電気通信事業法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
259		電気通信主任技術者【５年】

○「水道法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
265		給水装置工事主任技術者【１年】

○「消防法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
168		甲種消防設備士
169		乙種消防設備士

○「職業能力開発促進法」に基づく資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
171		建築大工（１級）
271		建築大工（２級）
164		型枠施工（１級）
264		型枠施工（２級）
16B		型枠施工（１級）（附則第４条該当）
26B		型枠施工（２級）（附則第４条該当）
172		左官（１級）
272		左官（２級）
157		とび・とび工（１級）
257		とび・とび工（２級）
15B		とび・とび工（１級）（附則第４条該当）
25B		とび・とび工（２級）（附則第４条該当）
173		コンクリート圧送施工（１級）
273		コンクリート圧送施工（２級）
17A		コンクリート圧送施工（１級）（附則第４条該当）
27A		コンクリート圧送施工（２級）（附則第４条該当）
166		ウエルポイント施工（１級）
266		ウエルポイント施工（２級）
16C		ウエルポイント施工（１級）（附則第４条該当）
26C		ウエルポイント施工（２級）（附則第４条該当）
174		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（１級）
274		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（２級）
175		給排水衛生設備配管（１級）
275		給排水衛生設備配管（２級）
176		配管・配管工（１級）
276		配管・配管工（２級）
170		建築板金「ダクト板金作業」（１級）
270		建築板金「ダクト板金作業」（２級）
177		タイル張り・タイル張り工（１級）
277		タイル張り・タイル張り工（２級）
178		築炉・築炉工・れんが積み（１級）
278		築炉・築炉工・れんが積み（２級）
179		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（１級）
279		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（２級）
180		石工・石材施工・石積み（１級）
280		石工・石材施工・石積み（２級）
181		鉄工・製罐せいかん（１級）
281		鉄工・製罐せいかん（２級）
182		鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）
282		鉄筋組立て・鉄筋施工（２級）
183		工場板金（１級）
283		工場板金（２級）
184		板金・建築板金・板金工（１級）
284		板金・建築板金・板金工（２級）
185		板金・板金工・打出し板金（１級）
285		板金・板金工・打出し板金（２級）
186		かわらぶき・スレート施工（１級）
286		かわらぶき・スレート施工（２級）
187		ガラス施工（１級）
287		ガラス施工（２級）
188		塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）
288		塗装・木工塗装・木工塗装工（２級）
189		建築塗装・建築塗装工（１級）
289		建築塗装・建築塗装工（２級）
190		金属塗装・金属塗装工（１級）
290		金属塗装・金属塗装工（２級）
191		噴霧塗装（１級）
291		噴霧塗装（２級）
167		路面標示施工
192		畳製作・畳工（１級）
292		畳製作・畳工（２級）
193		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（１級）
293		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（２級）

194		熱絶縁施工（１級）
294		熱絶縁施工（２級）
195		建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）
295		建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）
196		造園（１級）
296		造園（２級）
197		防水施工（１級）
297		防水施工（２級）
198		さく井（１級）
298		さく井（２級）

○その他の資格

有資格区分コード	担当業種コード	資格区分
061		地すべり防止工事【１年】
06A		地すべり防止工事（附則第４条該当）【１年】
040		基礎ぐい工事
062		建築設備士【１年】
063		計装【１年】
060		解体工事
064		基幹技能者
099	要	建設業法施行規則第７条の３の第１号、第２号（上記コード１１～９８に該当するものを除く）及び第３号該当

（備考）

資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に建設業法第７条第２号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

実務経験者担当業種コード表

実務経験者担当業種コード	建設業の種類
01	土木工事業
02	建築工事業
03	大工工事業
04	左官工事業
05	とび・土工工事業
06	石工事業
07	屋根工事業
08	電気工事業
09	管工事業
10	タイル・レンガ・ブロック工事業
11	鋼構造物工事業
12	鉄筋工事業
13	舗装工事業
14	しゅんせつ工事業
15	板金工事業
16	ガラス工事業
17	塗装工事業
18	防水工事業
19	内装仕上工事業
20	機械器具設置工事業
21	熱絶縁工事業
22	電気通信工事業
23	造園工事業
24	さく井工事業
25	建具工事業
26	水道施設工事業
27	消防施設工事業
28	清掃施設工事業
29	解体工事業
99	とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）